

# 連携中枢都市圏形成の圏域について

連携中枢都市圏構想推進要綱		原案	新案	
形成イメージ	<p>【地方圏】</p> <p>◎：連携中枢都市 ○：定住自立圏の中心市 ・：各圏域の市町村 ◇：連携中枢都市や中心市から相当距離がある市町村等</p>	<p>高知市と近隣18市町村で形成（平成28年3月時点）</p> <p>高知県</p>	<p>高知市を連携中枢都市とする県内33市町村での連携中枢都市圏形成</p> <p>高知県</p>	
	目的	<p>（中略）相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、（中略）人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること</p>	<p>県内の一定範囲の市町村を対象とすることで、高知県全体のけん引役となる拠点を形成するもの。</p>	<p>多くの県内市町村と連携することにより、取組の相乗効果が大きくなり高知市への波及効果が期待できる。通勤通学割合に鑑みた設定ではなく、全市町村との連携を念頭に置き、全体的な県勢浮揚を打ち出す。</p>
	連携協約の定義等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（中略）原則として、少なくとも経済的結びつきが強い通勤通学割合が0.1以上である全ての市町村と連携協約締結の協議を行うことが望ましい。</li> <li>・（中略）連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する近隣の市町村は、宣言連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であることが望ましい。関係市町村において、これに該当するか否かは自主的に判断するものとする。</li> <li>・（中略）特に「圏域全体の経済成長のけん引」及び「高次の都市機能の集積・強化」の役割については、主に宣言連携中枢都市が中心となって実施することが想定されるが、地域公共交通、ICTインフラ、交通インフラの整備等に加え、企業間連携や病診連携等の取組を含む連携市町村とのさまざまなネットワークを強化することによって、連携市町村もその便益を共有できるようにすることが極めて重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤・通学割合0.1以上の近隣市町村を基本として形成。</li> <li>・対象とする市町村は概ね50km圏内に位置しており、また、国が示した指標である通勤・通学割合の観点から見ても、本市と経済、社会、文化的な結びつきが強いと思われる18市町村を対象としていることから、便益の共有も可能。</li> </ul>	<p>【県との連携による事業推進】</p> <p>県内全市町村との圏域形成を進めるにあたり、日頃から市町村政と各種の施策を推進している「県」にも参画いただき、連携事業をより効果的なものとしていきたい。具体的には、県本庁だけでなく、各「産業振興推進地域本部」に連携事業の検討に際して、各市町村との連携・調整役として参画いただく。</p>

# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

### ア 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

### イ 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

### ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度・平成27年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援（21事業）
- 平成28年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る

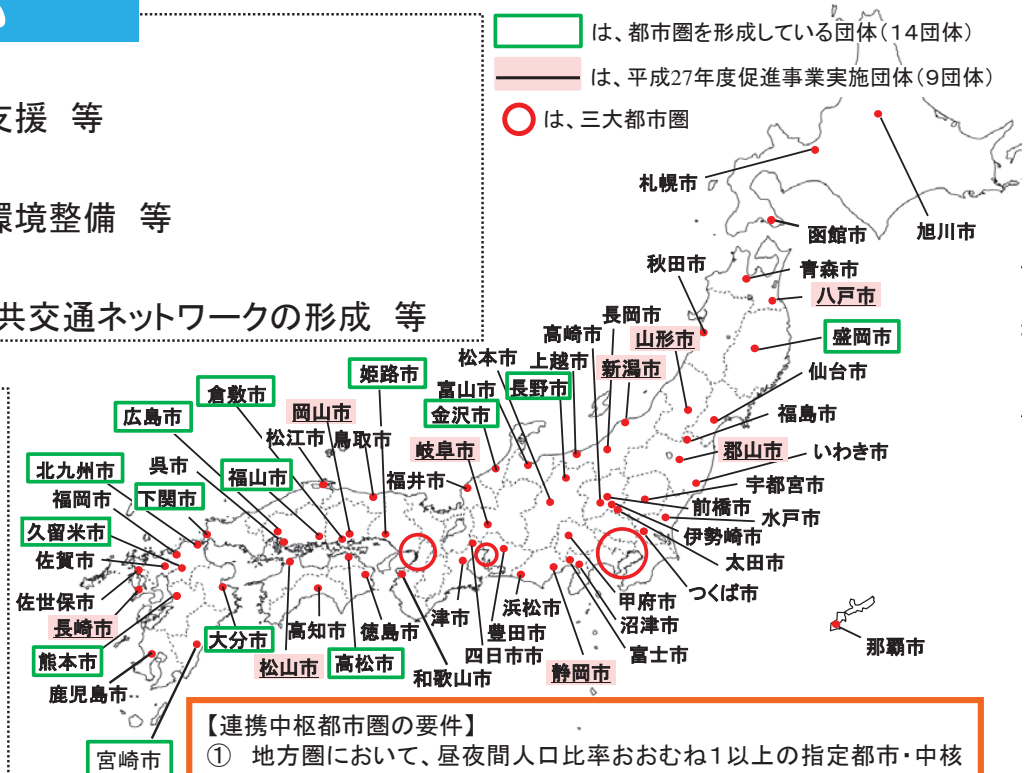
### ➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

議決要



#### 【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市（●）と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

# 【連携中枢都市圏構想の3つの役割】

ア 圏域全体の経済成長のけん引	イ 高次の都市機能の集積・強化	ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上		
		A 生活機能の強化	B 結びつきやネットワークの強化	C 圏域マネジメント能力の強化
a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	a 高度な医療サービスの提供	a 地域医療	a 地域公共交通	a 人材の育成
b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	b 介護	b ICTインフラ整備	b 外部からの行政及び民間人材の確保
c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	c 高等教育・研究開発の環境整備	c 福祉	c 道路等の交通インフラの整備・維持	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 戦略的な観光施策	d その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	d 教育・文化・スポーツ	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策		e 土地利用	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
		f 地域振興	f その他	
		g 災害対策		
		h 環境		